

街づくり条例改正案の素案からの主な変更点

	変更 の 視点	項 目	変 更 内 容	条 文
1	整理	目次	・区民街づくり協定を第2章から第5章へ移動	第44条
2	整理	定義 【地区街づくり協議会】	・素案の第5章に規定していた「地区街づくり協議会の活動」の内容を分割、整理	第3条
3	整理	地区街づくり計画の原案の提案		第12条 第2項
4	整理	地区計画等の素案の申出 【申出人】	・申出人を法の規定にあわせて、整理	第20条 第1項
5	追加	地区計画等の素案の申出 【要件】	・素案の要件に、区域の取り方を追加 ・面積要件「概ね5,000平方メートル以上」を追加	第20条 第3項
6	追加	地区計画等の素案の申出 【申出後の区の手続き】	・素案の申出後、区が行う手続き（結果及び理由の申出人の通知）を追加	第20条 第4項
7	追加	建築行為等の誘導 【適合通知】	・街づくり誘導地区内での建築行為等の届出に対し、適合している場合は区がその旨の通知を出すことを、現行規則から一部条文へ追加	第25条 第2項
8	追加	建築行為等の誘導 【変更の届出】	・街づくり誘導地区内での建築行為等の届出事項に変更が生じた時は、変更を届出することを追加	第25条 第6項
9	整理	大規模土地取引行為の届出	・わかりやすく文言を整理	第29条
10	整理 追加	街づくりの方針等の情報提供	・わかりやすく文言を整理 ・手続きを合理的化するため、区が買主の場合のただし書きを追加	第30条 第2項
11	整理	標識の設置 建築構想の周知	・素案の「建築構想の周知等」の内容をわかりやすく「標識設置」と「建築構想の周知」に分割・整理	第34条 第35条
12	整理 精査	説明会 【説明会実施の起点日】	・建築構想の「届出日から2週間経過した日後」を建築構想の「周知日から7日経過した日後」に変更	第36条
13	精査	説明会 【再度実施する場合】	・周辺住民が建築事業者に内容検討を求める書面を提出できる期間を「説明会開催日から2週間以内」と明確化 【理由】再度の説明会の実施について期限を決めないと、意見交換会の申出期間が確定できないため。	第36条 第4項

14	精査	意見交換会 【申出期間】	<ul style="list-style-type: none"> 素案の「説明会の開催日から 2 週間以内」を「説明会の開催日から 3 週間以内」に変更 【理由】効率的に意見交換会が運営できるよう事前に周辺住民側の意見を整理し、まとめる期間を設けるため。 	第 37 条 第 1 項
15	追加	意見交換会 【建築事業者の出席義務】	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換会を実効性あるものとするため、周辺住民の求めにより意見交換会を開催する場合に建築事業者の出席を義務づけることを追加 	第 37 条 第 3 項
16	追加	適用除外 【一部適用除外】	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の規模、配置等から周囲に与える影響が小さいと認める場合、本条例の手続きと同等以上の説明・意見交換を実施する場合について、一部の規定（建築構想の周知、説明会、意見交換会）を適用除外することを追加 	第 41 条 第 2 項
17	追加 整理	区民街づくり協定 【趣旨】	<ul style="list-style-type: none"> 取り決めの策定者として、区民の他に「自主的な街づくり活動を行う団体のうち規則で定めるもの」を追加 取り決めの目的を明確化し、区民街づくり協定制度のねらいを明確化 	第 44 条 第 1 項
18	具体化	区民街づくり協定 【事業者の配慮】	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が区民街づくり協定の内容に配慮する場合を明確化 	第 44 条 第 4 項
19	整理	(素案) 地区街づくり協議会の活動	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 条・第 12 条に分解して整理 	—
20	整理	地区街づくり協議会への助成	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 条の整理に伴い、文言を整理 報告の規定は施行規則に規定 	第 45 条 第 1 項 第 3 項
21	整理	街づくり専門家の派遣 【派遣をする場合】	<ul style="list-style-type: none"> 素案の「地区街づくり準備会」の内容を整理し、専門家を派遣する場合の一つに規定 	第 47 条
22	整理	情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> 素案では「街づくり専門家の派遣」の前に「情報の提供等」を規定していたが、順序を変更 わかりやすく文言を整理 	第 48 条
23	整理	進捗状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> 条文の内容にあわせ、条文のタイトルを公表から評価に変更。 	第 50 条
24	追加	施行にあたっての経過措置	<ul style="list-style-type: none"> 大規模土地取引、建築構想の調整について適用の考え方を規定 	附則